

ハラスメント防止声明

国立大学法人東京農工大学は、個人の尊厳と学問の自由を損なう差別やいじめのない大学キャンパスの実現をめざし、教育・研究及び就労環境の整備に努めていくことを宣言します。

このたび本学は、本学のすべての構成員が個人として尊重され、快適で安心のできる環境の中で学び、研究し、働く権利を具体的に保障するため、従来のハラスメント防止体制を全面的に見直し、新たにガイドラインを作成し、これに基づいて、ハラスメント防止・対策の規程を定めて「ハラスメント防止・対策委員会」を発足させました。そしてセクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントなど各種のハラスメントをめぐる相談と同委員会への苦情申立てを取次ぐ専門機関として「ハラスメント相談室」を開設しました。この相談室では、専門のハラスメント相談員がハラスメントを受けた悩みや気持ちを受け止め、今後の行動指針と支援を得る方策をアドバイスします。プライバシーに十分配慮しながら相談者の立場に立って相談と苦情申立ての取次ぎに応じます。また、ハラスメント被害や苦情申立ての相談を受けた教職員や関係者からの相談も受け付けます。

本学の構成員はすべて、相手の立場を尊重することに努め、人間関係を損ない、個人の尊厳を傷つけることにならぬよう努める義務を負います。とくに教育・研究の場においては、指導的立場にある者が意図の有無に関わらず指導関係を権力的に濫用（らんよう）することで指導を受ける立場の者からの信頼を裏切り、時に指導を受ける者の教育を受け研究する権利と自由の基盤を損ないます。このようなアカデミック・ハラスメントが、人権侵害行為になりうることを十分認識して、良好な教育・研究及び就労環境をつくるよう努力してください。大学は、ハラスメントを重大な問題として扱います。悪質なハラスメントには厳しい態度で臨み、解雇や退学処分を含む懲戒の根拠とみなすことがあります。各部署の長は、具体的な施策や措置の実施について責任を負います。

ホームページ等にあるハラスメント防止及び対策に関するガイドラインをすべての大学構成員が読んで、対応フロー図、規程を参考にして意識改革と今後の行動指針に活用されることを強く望みます。

国立大学法人 東京農工大学長

千葉 一 裕